

## 産業廃棄物処分場設置計画に関する意見書

産業廃棄物対策が県政の重要課題として位置づけられて久しく、県内各地に産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律、あるいは栃木県産業廃棄物処理に関する指導要綱に基づく処分場が設置されている。

当町は、これまで大自然の恵みを受けながら農林業、観光業を基幹産業とし、地域の振興発展を図ってきたところである。

しかしながら、その豊かな自然環境を有する当町には、既に70箇所を超える産業廃棄物処分場が設置されており、町民はこれ以上の設置を容認できるものではない。当町議会としても、国及び県の施策に懸念を抱いている状況である。

以前より計画されてきた有限会社八松興業による那須町大字稲沢地内への産業廃棄物最終処分場設置計画は、平成7年当時の指導要綱に基づく事業であり、地域との合意形成など事業実施にあたっての指導内容において、四半世紀以上前の古い基準で事業が進められている。これは現行の厳格な指導内容と比べると到底時代にあった内容とは言えず、計画は地域住民に対して農業経営や生活環境への影響、さらには環境汚染や風評被害など計り知れない不安をもたらしている。当該地域である稲沢地区自治会及び沼野井地区自治会は、住民の総意をもって最終処分場設置に反対しているところである。

那須町議会は、これら両地域住民の意向を重く受け止め、産業廃棄物最終処分場設置に関する許可権限を有する栃木県に対して、地域住民の意向に寄り添った決定を下されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月16日

栃木県那須町議会

栃木県知事 殿